

総研大 共同利用機器取扱要領

令和5年10月24日
統合進化科学研究センター長 裁定

(目的)

第1条 この要領は、総合研究大学院大学統合進化科学研究センター(以下「センター」という。)における共同利用機器の取扱いについて必要な事項を定める。

(機器管理者)

第2条 センターが共同利用機器(以下「機器」という。)として定める機器類は、センター長が指定する責任者(以下「機器管理者」という。)が管理を行うものとする。

(利用者資格)

第3条 機器を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) センター客員研究員
- (3) 国公立大学及び大学共同利用機関、独立行政法人等の教員・研究者
- (4) 本学の大学院生
- (5) 本学以外の大学院生及び学部学生で、第5条に定める本学の受入教員が責任をもって本学施設・設備利用における指導・助言等の監督を行うことができる者
- (6) その他、センター長が必要と認める者

2 前項の者については、機器の操作に習熟した者、又は機器の操作に習熟した者の立合いを得た者でなければ利用を許可することができない。

(機器の利用日)

第4条 機器の利用可能日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他、センター長が管理運営上定める日

2 機器の利用時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

3 センター長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の規定に関わらず必要な時に機器を利用させることができる。

(利用の申請)

第5条 第3条第1項第1号から第5号に定める者が機器を利用しようとするときは、その利用に係るセンターの責任者(以下「受入教員」という。)が、別紙様式「総合研究大学院大学共同利用機器利用申込書(以下「利用申込書」という。)」を、機器管理者へ提出する。

- 2 受入教員は、前項の利用申込書を利用希望日の前日までに提出しなければならない。
- 3 第1項の利用申込書に記載した事項を変更しようとするとき、又は変更する必要があるときは、受入教員は速やかに機器管理者に申し出を行わなければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者が機器を利用する場合は、所定の「使用簿」に必要事項を記入しなければならない。

- 2 機器の操作に習熟していない者は、機器を利用する前に機器管理者又は受入教員の操作指導を受けて利用するものとする。
- 3 機器の利用中に異常等が発生した場合は、速やかに機器管理者又は受入教員に報告しなければならない。

(利用の取り消し等)

第7条 利用者が、この要領に基づく定め違反した場合又は機器の利用に重大な支障を生じさせた場合は、当該利用者の利用許可を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(損害賠償)

第8条 センター長は、故意又は重大な過失により機器を損傷又は破損させた利用者に対し、修理に要した費用の全部又は一部を請求するものとする。

(保険加入)

第9条 利用者は、必ず傷害保険等に加入するものとする。

(研究成果の発表)

第10条 利用者は、機器の利用による研究成果を発表する場合は、謝辞に当センターにおける共同機器利用により行われたことを明記しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、機器の取扱いについて必要な事項は、別に定める。